

# 町の家計簿お知らせします

～平成23年度上半期財政状況～

町の収入には、町民税や固定資産税などの町税や、国からの地方交付税・国庫支出金などがあります。そのお金の使いみちなどについて、町では年2回広報等を通じてお知らせしています。

今回は、平成23年度の上半期（4月から9月まで）の財政状況をお知らせします。



## 一般会計執行状況 予算総額 109億8,603万6千円

今年度の一般会計当初予算は、108億3,539万8千円（繰越分含む）でしたが、その後3回の補正（1億5,063万8千円）により、109億8,603万6千円となっています。

歳入の状況を見ますと、予算現額の51.2%にあたる56億2,994万6千円が収入済みです。歳出では、予算現額の39.5%にあたる43億3,425万2千円が支出済みです。

### 歳入

(単位：千円) 〇 予算現額 〇 収入済額

歳入科目	予算現額	収入済額	執行率(%)
町税	5,009,432	2,980,882	59.5%
地方消費税交付金	322,000	180,297	56.0%
地方交付税	1,031,311	694,126	67.3%
国庫支出金	2,296,250	867,231	37.8%
繰越金	606,882	606,883	100.0%
町債	1,106,100	0	0.0%
その他	614,061	300,527	48.9%
合計	10,986,036	5,629,946	51.2%

### 町税などの負担状況

平成23年10月1日現在の人口と世帯をもとに、平成23年度上半期の町税にかかる収入済額と一般会計の支出済額の数値を1人あたりと世帯ごとで見ると、下記のとおりとなっています。

(43,071人、16,268世帯)

#### ●負担した額

1人あたり 69,209円  
1世帯あたり 183,236円

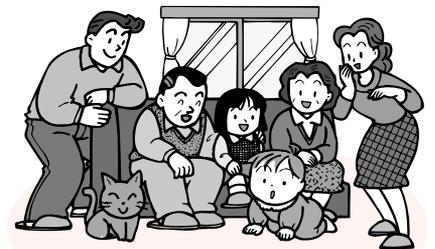
#### ●使われた額

1人あたり 100,630円  
1世帯あたり 266,428円

### 歳出

(単位：千円) 〇 予算現額 〇 支出済額

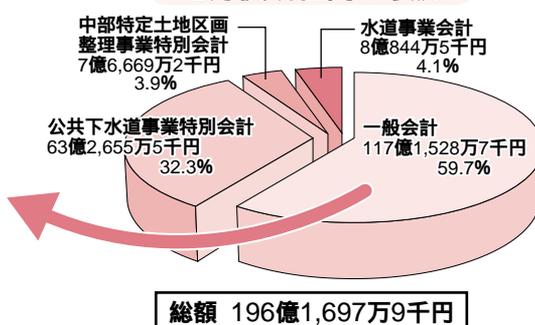
歳出科目	予算現額	支出済額	執行率(%)
議会費	142,978	74,675	52.2%
総務費	1,675,982	675,323	40.3%
民生費	3,738,472	1,426,741	38.2%
衛生費	1,043,354	387,385	37.1%
農林水産業費	76,498	31,107	40.7%
商工費	66,954	51,321	76.7%
土木費	1,160,226	483,734	41.7%
消防費	570,123	222,704	39.1%
教育費	1,347,009	487,464	36.2%
公債費	1,150,990	493,798	42.9%
その他	13,450	0	0.0%
合計	10,986,036	4,334,252	39.5%



### 一般会計にかかる地方債現在高の内訳

項目	現在高(千円)	構成比(%)
総務	50,660	0.3
民生	28,860	0.1
衛生	371,113	1.9
土木	2,828,429	14.4
消防	61,209	0.3
教育	3,578,829	18.2
その他	4,796,187	24.5
合計	11,715,287	59.7

### 地方債現在高の状況



地方債の現在高、一般会計にかかる地方債現在高の内訳は次のとおりです。  
(注)地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する借入のこと。町においては町債ともいう。

地方債現在高の状況

# 住民税の寄附金税額控除が変わります

地方税法等の改正により、平成23年1月1日以降に支出した寄附金については、住民税（町・県民税）の寄附金税額控除にかかる適用下限額が5,000円から2,000円になりました。

または住民税申告（住民税所得割がかかる方）が必要となります。申告には『受領書等』が必要となりますので、大切に保管してください。

## 寄附金税額控除の対象寄附

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）  
住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金  
国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金  
「国に対する寄附金」および「政党等に対する政治活動に関する寄附金」を除く

また、被災地の県や市町村に直接寄附をした場合や日本赤十字社や中央共同募金会などに東日本大震災義援金として寄附をした場合には、所得税の所得控除と個人住民税の税額控除の対象となります。平成24年度住民税から寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告（所得税に影響がある方）

「受領書等」とは  
・募金団体から交付された受領証または預り証  
・振込依頼書の控えまたは郵便振替の半券（ともに原本に限る）  
・募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱または募金趣意書等の写し  
・募金団体に対する義援金等が最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されることが明らかにされていることが必要です。

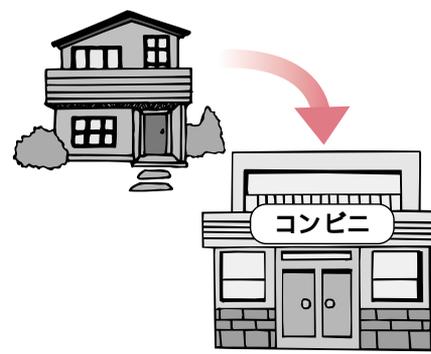
2 図 国税務課町民税係①215

# 土地や家屋の利用方法が変わった方へ

固定資産税は、毎年1月1日時点での土地、家屋の利用状況をもとに算出しており、例年現地調査を年末年始に行っています。左記の事項に該当する方は翌年度の税額が変わる可能性がありますので町に連絡をお願いします。

・土地の利用を変更した方（駐車場などに利用し始めた等）  
・家屋の全部あるいは一部を取り壊した方（家屋を取り壊したが滅失登記をしていないなど、登記が残っていると課税がそのままになってしまうことがあります。）  
・自宅を店舗や事務所等に変わった方  
・店舗や事務所等を居住用に変更した方など

2 図 国税務課固定資産税係①2154



## 町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。平成23年度の一般会計歳入予算は109億8,603万6千円です。そのうちみなさんにご負担いただいております町税は5億9,433万2千円で、予算の45.6%を占めています。

この大切な税を活用させていただき、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、「埼玉県一の安心・安全なまち」へ、さらには4万3千余の町民の福祉向上にと努力をいたしているところです。

これらが予定どおり実施できるよう、年末にあたり種々都合もおありのことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願い申し上げます。

伊奈町長 野川 和好

## 町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

**納付期限 12月26日**

国民健康保険税 6期  
介護保険料 6期  
後期高齢者医療保険料 6期

納期限内の納付をお願いします。  
(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

図 収税課①2143  
福祉課①2124  
保険医療課①2175